

4793号

2010年11月24日

伝書鳩

全国一般労組・全国協議会
安倍川製紙労働組合
静岡市葵区田町3-5-6
電話 054-271-7302
岩瀬構内電話 340
abekawarouso@room.ne.jp

11月9日 静岡製造所閉鎖争議で解決報告集会

成果と新たな課題を確認

2008年8月に閉鎖された静岡製造所の閉鎖をめぐる争議（係争事件）は労使の交渉、派遣状態で働いていた斎藤梱包従業員の偽装請負、さらに組合事務所の立ち退きなど合計4件でした。

今年に入り団体交渉や組合事務所事件の和解につづき、最後まで残っていた斎藤梱包偽装請負事件が、10月8日静岡地裁において和解したことをもって、11月9日の解決報告集会の開催となりました。

十一月十三日 安倍川労組
第四二回定期大会
午後から静岡労政会館で開かれた大会では、経過報告・会計・運動方針・予算などが承認されました。
選挙では望月委員長をはじめとした執行部が全員信任。年間争議権も確立されました。

静岡に残した運動拠点

報告集会では、静岡ふれあいユニオンの団交拒否事件を担当された中央労働委員会の片岡労働側委員も来賓として、出席してくれました。

安倍川労組の望月委員長はお礼のあいさつの中で、静岡の運動拠点だった組合事務所を地域の仲間と「労働相談センター」として静岡に残せたこと、富士の組合事務所を活用し、富士地区での運動に取り組む決意を述べました。

逆風の中で実現した和解

斎藤梱包の仲間（写真下）は、職場の改善のために静岡ふれあいユニオンに参加、組合



として社長と毎月の交渉を2年近く重ねていたところでの製造所閉鎖の発表でした。職場を失うことと、それまで違法な状態で働かされていたことについて、王子特殊紙に責任を問いただしていました。

闘いのよりどころとしていた「松下プラズマ大阪高裁判決※」が昨年の末、最高裁で逆転敗

ウラにつづきます⇒

訴する中でしたが、何度も組合の中で討議を重ねて和解にこぎつけました。

※松下プラズマ偽装請負事件で、原告の吉岡さんの回復のために大阪高裁が、「松下プラズマが社員として雇うこと」を命じた画期的な判決。その後全国各地で、偽装請負の人達が 60 件の裁判を起こすきっかけとなった。

初めての労働事件だった弁護団

弁護団の中心を担ってくれた増本弁護士は安倍川労組とは長い付き合いですが、今回の事件を担当するために、若い弁護士たちに声をかけたところ 3 人が参加してくれました。労働事件自体が少なくなる中、3 人は労働事件を初めて体験したのですが、約 2 年の間、旗びらきなど組合の行事にも参加してくれ、交流を深めるとともに、他の労働事件や、静岡空港をめぐる事件でも市民側の弁護士として活躍しています。



集会のあいさつで佐野弁護士 (左写真中央) は「少し手伝うつもりが、裁判が二件、労働委員会も付いていて、合計四件をやることとなった…」と闘いを振り返った後、「危険な発言ですが、また一緒にやりましょう」と締めくくりました。

そのほか支援共闘の森下議長など、多くの方のあいさつは紙面の都合で紹介できませんが、長い闘いを「闘ってよかった」という実感を約 50 人の参加者で共有した集会でした。